

(新) エコツーリズム総合推進事業費

40百万円 (0百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の必要性・概要

日本は亜熱帯から亜寒帯まで、原生自然から里地里山まで、自然と文化が一体となって多種多様な国土を有している

この自然や文化を持続的に維持しつつ観光資源として活用するエコツーリズムの推進のため、エコツーリズム推進法に沿って適切に施策を実施することが必要である。

特にエコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、広報活動等を、環境省が中心となって他の所管省庁と連携して着実に実施することにより、生物多様性の保全と持続可能な社会の構築に資する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) エコツーリズム推進法施行経費

エコツーリズム推進全体構想に係る地方環境事務所等への指導・打合せ、各地のエコツーリズム推進協議会の状況把握や先進事例の情報提供等に取り組むとともに、エコツーリズム推進マニュアルの改訂を実施する。

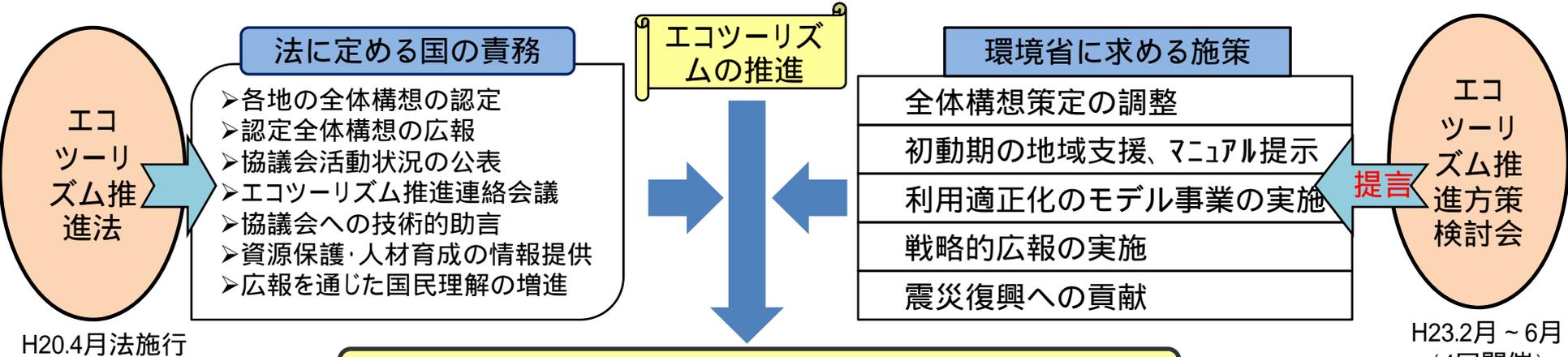
(2) エコツーリズム推進モデル事業

エコツーリズムの推進に伴う地域の自然観光資源への影響調査、利用コントロール、モニタリング、グリーンツーリズム等と融合したプログラムの策定等のモデル事業を実施する。

3. 施策の効果

地域の自然観光資源を保全しつつ効果的に活用するエコツーリズムに取り組む各地の推進協議会の設立を促進し、協議会運営や合意形成、ルール作り等の技術的課題を解決することにより、地域の自主的なエコツーリズムの取組を進める。

エコツーリズム総合推進事業費



エコツーリズム総合推進事業費 40百万円

エコツーリズム推進法施行経費

- 協議会・全体構想関連事務
- 情報収集及びWEBコンテンツ作成
- エコツーリズム推進マニュアルの改訂

(法施行関係事務、情報提供等)

エコツーリズム推進モデル事業

- 自然観光資源への影響調査、利用コントロール、モニタリングなど
- グリーンツーリズム等と融合したプログラム策定

(協議会への技術的助言等)

効果

- ◆ エコツーリズムに取り組む各地の推進協議会の設立の促進
- ◆ 協議会運営や合意形成等の初動期の技術的課題を解決することにより、地域の自主的なエコツーリズムの取組を推進